

第1 事業計画

1 基本方針

我が国においては、経済政策への積極的な取り組みがなされ、これまで続いた長いデフレからの脱却をしっかりと実感できるかどうかの重要な時期にさしかかっております。

一方、国際経済は、中国をはじめ、新興国での成長が不安定な状況で推移しており、米国における景気動向が、大統領選挙での政権の行方とともに、不透明さを濃くしてきております。

こうしたなか、本道水産業界は、水揚げの大幅な減少への対策、大筋合意のうえ署名された TPP 協定への対応、北洋漁業の代名詞ともいべきロシア水域でのサケマス流し網漁業廃止への対策、日本海地域漁業振興対策など大きな転換点に直面しております。

サケマス流し網漁業は、すでに1月、国の補正予算が成立し、代替漁業への転換対策や地域水産業関連対策、さらに、国際減船対策など本会としても直接的に事業推進に関わっていく部分がありますので、適切に取り組んでいきます。

また TPP 関連対策についても、補正予算で措置されておりますので、持続可能な収益性の高い漁業へ、そして水産物輸出をはじめ需要開拓への施策推進に向け、浜と積極的に連携していきます。我々、北海道の浜は、これまで新鮮・安全・安心を自負してきました。

今後一層、消費者の道産水産物選択のインセンティブを確実に推進していくため、この3月に開業した北海道新幹線による経済効果を道南にとどまらず、道内全体に及ぶよう関係業界が一丸になって取り組み、内外からの来道客への水産物消費の拡大の契機とすべきと考えます。

また、本年は、国や道の新しい長期総合計画がスタートする年であり、さらに、一次産業の消費流通にとって必要欠くべからざる基盤である、道路・港湾漁港・空港といったインフラ整備を推進する道ブロック社会資本整備重点計画も動き出しておりますし、すでに、浜もそれぞれ、浜プランのもと自ら努力しておりますので、本会としても、水産物の安定供給、地域を支える活力ある水産業、豊かな漁村づくりをめざし、官・民一体となっていけるよう取り組んでいきます。

主な事業としては、国・道への水産施策推進の事業、漁業就業者確保や魚食・食育普及などの水産業安定対策推進の事業、ロシアとの漁業交渉にもとづく関係漁業者の操業の継続に向けた国際漁業対策推進の事業、などであります。

このほか、貝殻島区域昆布採取協定や北方四島周辺海域の政府間協定により実施されている操業について安定的に継続できるよう交渉に臨んでいきます。

また、これらに関連している、操業通報管理事業、出漁者支援事業、などを含め国・道の関係機関と連携を密にし、会員の諸課題解決、本道水産業の振興発展に努力してまいります。

2 事業の具体的実施内容

(1) 実施事業等会計

① 水産政策の推進に関する事業

本道水産業が食料の国内最大の生産基地として、安全・安心で良質な水産物を供給できる優位性を最大限に活かしていくために、資源増大や栽培漁業の推進、豊かで安全な漁場環境づくり対策の強化、漁業経営の体質強化対策、水産物の輸出促進対策等について、北海道漁業の現状に合致した政策提言を発信できるよう会員の意見・提案を集約し、国や道に対する要請活動を一層強化してまいります。

- (ア) 資源増大・管理対策、栽培漁業の推進
- (イ) 漁業経営の体質強化対策の推進
- (ウ) 漁場環境づくりの推進
- (エ) 有害生物の漁業被害対策の推進
- (オ) 水産物の輸出促進や流通・加工・消費対策の推進
- (カ) TPP・WTO・EPA 等対策の推進
- (キ) 原発関連対策の推進

② 水産業安定対策の確立に関する事業

本道水産業の健全な発展を図るためには、資源づくりや適切な資源管理による生産の増大対策とともに、「和食」への食育研修や地産地消を図るための事業を実施し、消費者との交流を深め、魚食の普及・拡大について各地区の女性連・漁青連・漁業士会と連携しながら取り組みます。

また、安全・安心な水産物を供給する漁村の生産活動継続に向けて、漁業者の確保・育成は不可欠であり、「北海道漁業就業支援協議会」の構成員として支援を行ってまいります。

1. 食育・魚食普及研修会・料理教室の開催
2. 漁業就労者の減少と高齢化に対応した人材確保と育成
 - 1) 漁業就業支援フェアの開催
 - 2) 漁業体験教室の開催
 - 3) 新規漁業就業研修生との面談

③ 国際漁業対策の推進に関する事業

漁業者及び漁業関係者の経営安定のため、ロシアなど外国の排他的経済水域における操業が安定して継続できるよう、関係省庁、外国大使館、領事館などと連携を図り、交流を深めながら関係国との親善友好を促進してまいります。

- (ア) 政府間・民間漁業協定の締結促進
- (イ) 国際漁業情報の収集と会員への提供、業界の意見調整
- (ウ) 関係国大使館、領事館との連携の強化

(2) その他会計

① 貝殻島区域昆布採取協定対策に関する事業

貝殻島区域の昆布採取内容を取り決める本会とロシア連邦政府との交渉が円滑に合意できるよう、水産庁・外務省及び関係団体と密接な連携を図って取り組むとともに、議定書の締結に基づき、採取量の時期別報告、さらには採取権料送金・機材供与などの事務事業を実施してまいります。

② 北方海域出漁者経営安定支援事業

「北方領土問題等の解決のための特別措置に関する法律」（昭和57年法律第85号）が平成21年に改正され、北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島、及び択捉島）の海域において操業する我が国漁業者の操業の円滑な実施を確保するよう措置されました。

これを受けて、「北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組み協定」及び「貝殻島昆布操業民間協定」に基づき操業する漁業者が、当該海域での操業に要する掛かり増し経費の負担軽減に必要な経費を国費をもって助成する補助制度が実施されております。本年度についても、本会が当該支援事業の事業実施主体として次の事業を行ってまいります。

(ア) 北方海域出漁者経営安定支援事業

「北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組み協定」及び「貝殻島昆布操業民間協定」に基づき操業する漁業者の経営安定を図るため、当該海域での操業に要する掛かり増し経費に対し、定額による助成を行います。

なお、事業の実施にあたっては、本会の会員である関係漁業協同組合と協力体制を組むとともに、北海道庁と連携して事業の効率化を図ってまいります。

(イ) 北方海域出漁者経営安定協議会

関係行政機関、関係漁業協同組合職員等を対象とした事業検討会や操業指導会議等を開催するとともに、補助金交付に係る申請書等の整理及び調整や漁業者への補助金交付に係る事務を行ってまいります。

③ 海外漁場入出域等通報管理事業

日ロ地先沖合漁業協定の定めに従い、ロシア水域で操業する漁船(底はえなわ漁業)について船別漁獲量報告を関係機関に対して行ってまいります。また、同水域で操業する各種操業の秩序維持を図るため「操業の手引き」の冊子を印刷配布を行います。

④ 北方四島周辺海域操業対策事業

北方四島周辺水域における日本漁船の操業については、日本国とロシア連邦との政府間協定に基づき、毎年、ロシア連邦政府と本会の交渉による了解覚書の締結により実施されております。

本会は、平成28年度の操業に向けた交渉を実施するほか、平成27年11月に締結された了解覚書に従って、平成28年度操業における協力金送金・機材供与等の事務事業を行ってまいります。

⑤ 国際漁業再編対策事業

本事業は、ロシア200海里内におけるさけ・ます流し網漁業が平成28年1月1日より禁止となることから、平成27年12月15日付けで国際漁業再編対策に係る農林水産事務次官通知により実施される事業です。

本年度については、(一社)大日本水産会が実施する国費に係る減船対策事業への協力及び、本会が実施する道費に係る減船対策事業として減船漁業者に助成金を交付します。

⑥ 旧漁業権者救済等対策に関する事業

北方領土において旧漁業権を有し、あるいは行使していた約4,500人の漁業者に対する旧漁業権への補償は、関係者が長年に亘り要請してきましたが、今だ実現に至っておりません。

北海道弁護士会の「国は旧漁業権に対する補償措置を講ずるべきである。」とする見解に基づいて、救済対策の実現へ向け「北方地域漁業権補償推進委員会」の事務局として、国などに対して要請を継続してまいります。

⑦ 会員並びに他産業団体等との連絡調整に関する事業

国内外の水産業の動向と情報を的確にかつ迅速に把握して、会員宛てに提供を行うとともに、市町村など特別会員とも連携を図り、本道水産業界の総合的な窓口として他産業団体との連絡調整を果たしてまいります。

- (ア) 在札幌会員団体役員定例懇談会の開催
- (イ) 水産関係懇談会の開催
- (ウ) 他産業団体との連絡調整
- (エ) 会報の発行

(3) 法人会計

① 法人会計

本会事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用及び総会・理事会等の開催に伴う経費の会計を行ってまいります。